

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月28日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第51号

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成6年大和市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 共同住宅、寄宿舍、下宿及び長屋

第4条第1項中「を附置」を「を附置し、」に改める。

第6条中「できるもの」を「できる」に改め、同条第2号中「又は」を「、又は」に改める。

第7条中「特に」を削り、同条第2号中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改める。

第10条第1号中「こと」の次に「。」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。